

部会の概要について

1 札幌市子ども・子育て会議 いじめ問題再調査部会について

(1) 部会の位置づけについて

① 子ども・子育て会議

- ・ 子ども・子育て支援施策の推進や児童福祉に関する事項を審議する札幌市の附属機関(委員定数31名以内)。
- ・ 「いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する再調査に関すること」を所掌事務のひとつとしている。

② いじめ問題再調査部会

- ・ 上記再調査に関することを審議する。
- ・ 当部会の決議が「子ども・子育て会議」の決議となる。(決議事項の報告を行う。)
- ・ 委員構成は、基本委員3名に加え、事案の内容等の必要に応じ、臨時委員を委嘱する。

(2) いじめ防止対策推進法の再調査について

① 概要

- ・ 札幌市立学校において、いじめにより児童生徒に重大な被害が発生したことが疑われる場合(重大事態)、教育委員会の附属機関「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」又は学校主体による調査が実施され、調査結果について教育委員会から市長に報告される。
- ・ 調査結果について、市長は、必要があると認めるときは、附属機関等による再調査を行うことができる。
- ・ 再調査を実施した場合、市長はその結果を議会に報告する。

② 再調査実施の必要性検討について

- ・ 市長は、調査結果の報告に係る重大事態への対処や同種の事態の再発防止のため、必要があると認めるときに、再調査を実施する。
- ・ 事案の内容等に応じ、再調査の必要性についても、公平性・中立性の観点から、附属機関の意見等に基づき判断することが必要である。

【再調査を行う必要があると考えられる場合：文部科学省ガイドライン第12章】

- | | |
|---|--|
| 1 | 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合 |
| 2 | 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合 |
| 3 | 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合 |

2 いじめ防止対策推進法の重大事態に係る再調査の必要性検討フロー

<教育委員会>

調査① 学校 または 教育委員会

※ 調査の目的は、事実関係を明確にすること

※ いじめを受けた児童生徒及び保護者の希望があれば、所見書を添付

<市長>

調査結果の報告

再調査の必要性を検討

※「重大事態への対処」や「再発防止」の観点から必要性を検討

※ 必要に応じて附属機関の意見を踏まえて検討

子ども・子育て会議 いじめ問題再調査部会

- ・調査手法の妥当性
- ・事実確認の誤り、不足の有無
- ・再発防止策の妥当性
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者からの再調査の要望の有無 等

再調査の必要性の判断

必要あり

必要なし

再調査

再調査の実施

実施しない

※ 調査①の結果について調査

子ども・子育て会議 いじめ問題再調査部会

再調査終了

※ いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明

※ 市長及び教育委員会は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

<議会>

再調査結果の報告

3 参考：関係規定等

【いじめの定義等】

- いじめ防止対策推進法
(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11（H29.3.14最終改定）文部科学省）
(第1－5 いじめの定義)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

【調査及び再調査について】

- いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11（H29.3.14最終改定）文部科学省）
（第2－4－（1）－i－①重大事態の意味について）

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（第2－4－（1）－i－⑤事実関係を明確にするための調査の実施）

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3（R6.8改訂）文部科学省）
（第3章第1節調査を行うに当たっての基本姿勢）

学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。

【非公開情報について】

- 札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号（令和4年12月13日最近改正））
（実施機関の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- （2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- （3） 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- （4） 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - イ 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
 - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - オ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的

な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

カ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(会議の公開)

第21条 実施機関に置く附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。